第五規則　固定され、又は浮いているプラットフォームからの廃物の排出に関する特別の要件

1　2の規定が適用される場合を除くほか、固定され、又は浮いているプラットフォーム及びこのプラットフォームに横付けした船舶又はこのプラットフォームから五百メートル以内にある船舶からのいかなる廃物の海洋への排出も、禁止する。

2　最も近い陸地から十二海里を超えて離れたところにある固定され、又は浮いているプラットフォーム及びこのプラットフォームに横付けした船舶又はこのプラットフォームから五百メートル以内にある船舶からは、粉砕装置又は圧砕装置を使用した場合に限り、食物くずを海洋へ排出することができる。そのように粉砕され、又は圧砕された食物くずは、二十五ミリメートルを超えない網目を有する網を通過することができるものでなければならない。

第六規則　特別海域内における廃物の排出

1　次の廃物の特別海域への排出は、船舶が航行中であつて次の場合に限り認められる。

1.1　最も近い陸地又は最も近い氷棚からできる限り離れた場所での食物くずの海洋への排出。ただし、最も近い陸地又は最も近い氷棚から十二海里以上離れていなければならない。食物くずは、粉砕され、又は圧砕され、二十五ミリメートルを超えない網目を有する網を通過することができるものでなければならない。食物くずは、他の種類の廃物に汚染されていてはならない。南極海域においては、家きん及びその部位を含む鳥類を材料とする製品（持ち込まれたもの）の排出は、滅菌処理をしない限り、認められない。

1.2　一般に利用可能な積卸しの方法を使用することによつては回収することのできない貨物の残留物の排出は、次の全ての条件が満たされた場合に限り、認められる。

1.2.1　貨物艙（そう）を洗浄した際に生ずる洗浄水に含まれる貨物の残留物、洗剤又は添加剤が、国際海事機関により作成される指針に照らして、海洋環境に有害なものとして分類されるいかなる物質も含有していない。

1.2.2　出発港及び次の目的港がいずれも特別海域内にあり、かつ、船舶がこれらの港の間において特別海域外を通航しない。

1.2.3　国際海事機関により作成される指針に照らして、これらの港において適切な受入施設が利用可能でない。

1.2.4　1.2.1から2.3までに定める条件が満たされる場合には、貨物の残留物を含む貨物艙（そう）を洗浄した際に生ずる洗浄水の排出は、最も近い陸地又は最も近い氷棚からできる限り離れて行われるものとし、その距離は最も近い陸地又は最も近い氷棚から十二海里以上離れていなければならない。

2　甲板及び船舶の外側表面を洗浄した際に生ずる洗浄水に含まれる洗剤又は添加剤は、国際海事機関により作成される指針に照らして、海洋環境に有害でない場合に限り、海洋へ排出することができる。

3　1の規定に加え、南極海域については、次の規定を適用する。

3.1　南極海域へ向けて出航し、又は南極海域から到着する船舶が利用する港を有する締約国は、できる限り速やかに、全ての船舶からの全ての廃物を航海に不当な遅延を生じさせることなく受け入れるための十分な施設であつて、これを利用する船舶の必要に応じたものが設けられることを確保することを約束する。

3.2　締約国は、自国を旗国とする全ての船舶が、南極海域に入る前に、南極海域を運航する間全ての廃物を船内に保留するための十分な収容能力を有すること及びこれらの廃物を南極海域を出た後に受入施設に排出する取決めを締結することを確保する。

4　廃物が、排出が禁止され、又は排出の要件を異にする他の物質と混在している場合又は当該物質に汚染されている場合には、厳しい方の排出の要件を適用する。

第七規則　適用除外

1　第三規則から第六規則までの規定は、次のものについては、適用しない。

1.1　船舶及び乗船者の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な船舶からの廃物の排出

1.2　船舶又はその設備の損傷に起因する廃物の偶発的な流失。ただし、損傷の発生の前後に、偶発的な流失を防止し、又は最小にするために全ての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

1.3　船舶からの漁具の偶発的な流失。ただし、当該流失を防止するために全ての合理的な予防措置がとられていることを条件とする。

1.4　海洋環境の保護又は船舶若しくは乗組員の安全のための船舶からの漁具の排出

2　航行中の適用除外

2.1　第四規則及び第六規則に定める航行中の要件は、船上に保持されている食物くずが乗船者の健康に対する差し迫つた危険となることが明らかである場合には、当該食物くずの排出には適用しない。

第八規則　受入施設

1　締約国は、廃物を受け入れるための適当な施設であつて航海に不当な遅延を生じさせることなくこれを利用する船舶のニーズに応じたものを港及び係留施設に設けることを確保することを約束する。

2　特別海域内の受入施設

2.1　特別海域のいずれかに接する海岸線を有する締約国は、特別海域において運航している船舶のニーズを考慮に入れ、特別海域内の全ての港及び係留施設に適当な受入施設をできる限り速やかに設けることを確保することを約束する。

2.2　関係する締約国は、2.1の規定に従つてとつた措置を国際海事機関に通報する。同機関は、十分な通報を受けたときは、問題となつている特別海域について第六規則に定める要件が適用される日を定める。同機関は、このようにして定めた日を少なくともその十二箇月前までに、全ての締約国に通知する。当該日が定められるまでの間は、特別海域を航海する船舶は、特別海域外における排出に関する第四規則に定める要件に従う。

3　締約国は、この第八規則の規定により設けられる施設が不十分であるとの申立てがあつた場合には、その全ての申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てを関係する締約国に伝達する。

第九規則　操作の要件に関する寄港国による監督

1　船舶は、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、船長又は乗組員が廃物による汚染の防止に関する主たる船上での手続に精通していないと認める明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件につき、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員の行う監督に服する。

2　締約国は、1に規定する状況において、この附属書に定める要件に従つた状態になるまで、船舶を航行させないことを確保するための措置をとる。

3　この条約第五条に定める寄港国による監督に関する手続は、この第九規則についても適用する。

4　この第九規則のいかなる規定も、この条約に明示的に定める操作の要件に関する監督を行う締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。